

悪質な電話勧誘を防止するモデル事業にご協力いただける方を募集中



千葉市では、消費者庁と連携して、悪質な電話勧誘を防止するためのモデル事業を行います。

65歳以上の高齢者のいる家庭を対象として、高齢者の方に対する定期的な電話見守りの実施と通話録音装置による電話内容の録音により、その効果を把握します。当該モデル事業の実施にご協力いただきますようお願いいたします。

ご協力いただく内容

① 定期的な電話対応

月に1回程度、消費者庁の委託事業者から悪質な電話勧誘がなかったかなど確認のための電話があります。

② 通話録音装置の使用

消費者庁の委託事業者がご自宅に装置の設置に伺います。装置設置後も、電話機の使用に特段の変更はありませんが、通話内容は自動で録音されます。

③ 録音データの回収対応

悪質な電話勧誘や不審な電話があれば、消費者庁の委託事業者にご連絡ください。データ回収に伺います。

注意

- ① 録取した通話内容のうち、**悪質な電話勧誘や不審な電話以外のものは、消費者庁の委託事業者によりデータ回収されません。**
- ② ご協力いただいた皆さまの個人情報、消費者庁が委託した事業者により、このモデル事業の目的に限って利用されます。

申込み後の予定

申込～1月頃 毎月1回の見守り電話

10月頃 通話録音装置を設置

随時 悪質な電話勧誘等があった場合、データ回収

モデル事業終了後 通話録音装置は原則として撤去する予定です。

悪質な電話勧誘・不審な電話とは？

例（詳細は問合せ先へ）

- ・注文もしていないのに、「健康食品のご注文ありがとうございました。」等の電話
- ・弁護士とか警察を名乗る人から「お孫さんが痴漢をしたので、今すぐ示談金を先方に渡さないと逮捕されます。」との電話
- ・「以前受けた損害が取り戻せる。」との電話

問合せ先：千葉市 市民局生活文化スポーツ部消費生活センター 消費生活班
〒264-0045 千葉市中央区弁天1-25-1 TEL:043(207)3601

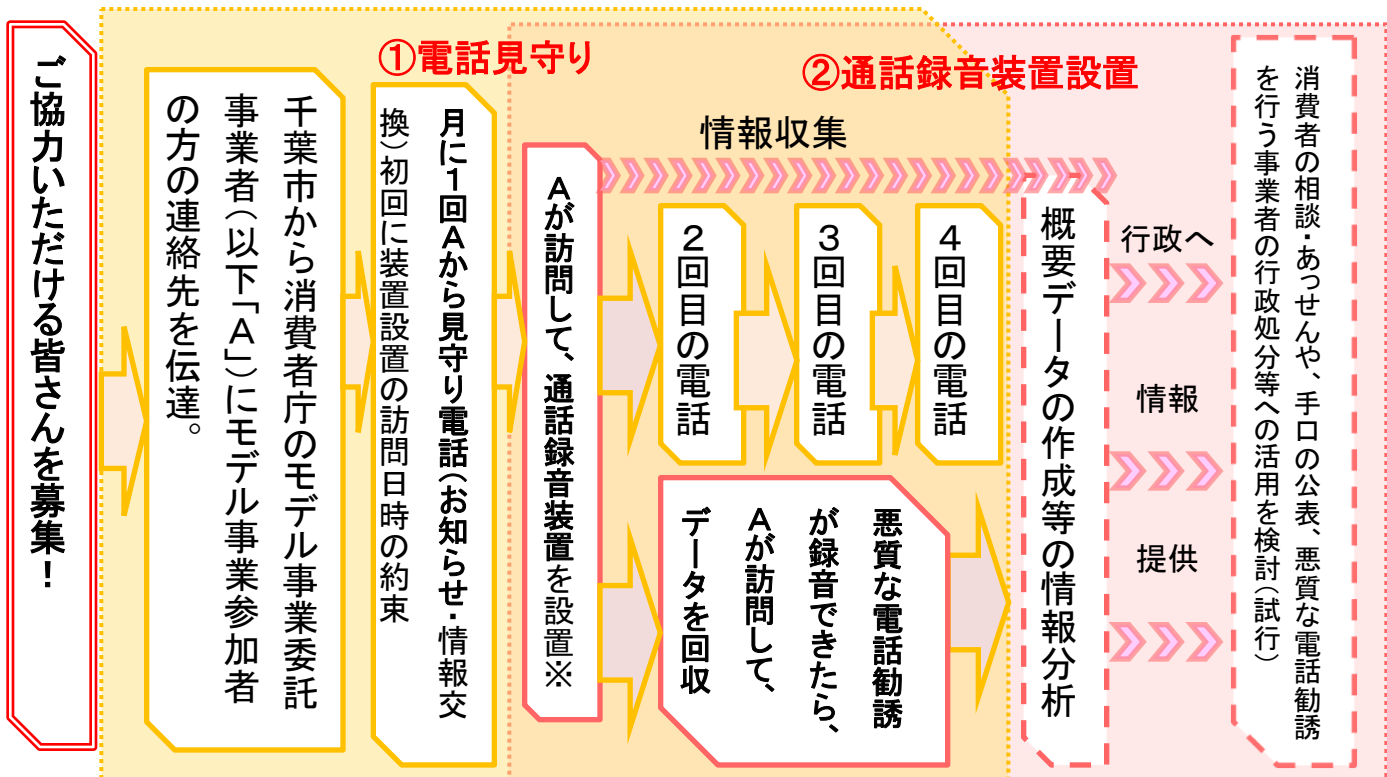
消費者庁の「悪質な電話勧誘を防止するモデル事業」の概要

訪問販売や電話勧誘による消費者トラブルにあう高齢者が、年々増えています。また、被害に遭ってしまった方のうち、約4割の人は誰にも相談せず、結果として被害が回復されないことも多く見られます。

この様な状況下、消費者庁では、特に高齢者が被害に遭わないようにするため、悪質な電話勧誘の被害を防止するためのモデル事業(正式名称:高齢消費者の二次被害防止モデル事業)を実施することとし、千葉市は、消費者庁と連携して、その事業を行うこととしました。

モデル事業は、千葉市のほか、全国数ヶ所で行い、その結果を踏まえ、今後、他の自治体が地域の実情にあった取組を進める際の手引きが取りまとめられます。

千葉市におけるモデル事業の流れ



※通話録音装置はモデル事業終了後、原則として撤去する予定です。

Q&A

Q1 月に1回見守りの電話をかけてきたり、通話録音装置を設置しに来る方は、消費者庁の人ですか？自宅にくる人は、身分を証明する物を持ってくるのでしょうか。

A1 見守りの電話や装置の設置等を行うのは、消費者庁からモデル事業を受託した事業者となります。また、モデル事業の受託者は身分証明書を持って、ご自宅に伺います。

Q2 データ回収された電話の録音内容は、どのように利用されるの？テレビ放映とかされるの？

A2 電話の録音内容は、それを元に概要データ(文字データ)を作成し、個人情報が入らない状況に加工したデータを、行政機関(消費者庁・千葉県・千葉市等)及び有識者が共有し、悪質な電話勧誘への対応が検討されます。なお、電話の録音内容は、消費者庁と千葉市が保管します。

なお、電話の録音内容をテレビで放映するといった場合は、モデル事業の目的に限った使用にはなりませんので、そのような場合は、別途、対象者の方の了承をいただくことになります。

Q3 悪質な電話勧誘への対応を娘が行った場合、その録音内容はどうなるの？

A3 悪質な電話勧誘への対応ですので、原則として、録音内容を回収します。